

生品小学校PTA会則

第1章 名称及び事務局

第1条 この会は、生品小学校PTAといい、事務局を小学校におく。

第2章 目的及び活動

第2条 この会は、家庭と学校との連携を密にし、家庭・学校・社会における児童の福祉を増進し、会員相互の資質向上をはかるとともに、民主教育の発展に寄与することを目的とする。

第3条 この会は、その目的を達成するために次の活動を行なう。

1. 学校及び地域の教育環境の整備につとめる。
2. 児童の心身の健全な発達をはかり、安全教育の推進、補導活動等を行なう。
3. 会員相互の教養を高めるための事業、各種研修会、講演会、新聞発行、体育的行事、視察研修、及び特殊教育の振興活動等を行なう。

第3章 運営方針

第4条 この会は、児童の教育を本旨とする民主団体として、次の方針にしたがって活動する。

1. この会は、児童の福祉増進を主眼とした活動をする。
2. この会の目的達成のため他団体及び諸機関とも連絡協力する。
3. この会は、特定の政党や宗教にかたよることなく、また専ら営利を目的とする行為は行わない。
4. この会又は会の役員を利用して公私の選挙の候補者を推薦しない。
5. この会は、学校や教育委員会に意見を具申し、又は参考資料を提出するが、直接学校管理や教職員の人事に干渉するものではない。

第4章 会員

第5条 この会員は、次の通りである。

1. 生品小学校に在籍する保護者及び小学校の教職員であること。
2. この会の主旨に賛同する者。

第5章 会長、本部役員及び役員の任務

第6条 この会に次の役員をおく。

会長	1名	P 1	
副会長	3名	P 2	T 1
書記	3名	P 2	T 1
会計	3名	P 2	T 1
専門部担当	5名	P 5	

第7条 役員の任期は1ヵ年とする。但し再任を妨げない。

第8条 役員の任務は、次の通りとする。

1. 会長は、この会を代行し、会務を統括する。
2. 会長は、総会・本部会を召集し、議長となる。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時はその職務を代行する。
4. 書記は、総会及び各種委員会の議事ならびに会の活動に関する重要事項を記録し、これを保管し、又会長の指示に従って会の庶務を行う。
5. 会計は、この会の会計事務を処理し、定期総会において監査を経た決算報告をする。

第9条 この会に会計監査及び顧問をおく。

1. 会計監査はこの会の会計を監査し、人数を3名とする。
2. 会計監査の任期は1ヵ年とする。但し再選を妨げない。
3. 顧問は、前会長と学校長の2名とし、本会諸般に答え、意見を述べることができる。

第6章 会長、本部役員及び会計監査の選出

- 第10条 1. 会長は、会員（P）の中から立候補を募り総会において決定する。立候補がない場合は、9区から19区迄と29区から、毎年順番に選出するものとする。
2. 他の本部役員は、9区と19区は両区から1名、他の行政区は1名ずつ、本部役員候補者を指名選出し、指名された11名の候補者と現役員の合同会議により役員の選出を行い、総会において決定する。
3. 会計監査委員候補者は、第9区より19区迄と29区から、順次逐年毎に3名を選出し、指名された者は総会の承認を得る。

第7章 総会

- 第11条 総会は、本会の最高議決機関とし、会長が招集する。
- 第12条 定期総会は、4月中に開催する。臨時総会は本部役員会が必要と認めた時、又は、会員の3分の1以上の要請があった時に開催することができる。
- 第13条 総会は、現在会員数の3分の1以上の出席者（委任状も含む）がいなければ成立しない。
- 第14条 総会の議事は出席者の過半数の賛成を得て決定する。

第8章 委員会

- 第15条 この会の事業を遂行するために次の会をおく。
1. 本部役員会 2. 学年会・学級委員会 3. 専門部会
- 第16条 本部役員会、各種委員会、専門部会の構成
1. 本部役員会は、本部役員又は特別の目的を遂行するための他の委員会との合同会をもつことができる。
2. 本部役員会は総会に次ぐ議決機関で、本会活動の中心となり、次の活動をする。
- ①全般的活動計画等重要事項を処理する。
- ②各委員会の活動計画を検討審議する。
- ③総会に報告する報告書並びに議案を作成する。
3. 学年会、学級委員会
- ①各学級ごとに年度末の懇談会において保護者2名を選出し、学級担任と3名が学級委員となることを原則とする。
- ②学級委員の互選により、学年の委員長を選出し、学年代表教師と学年委員長が学年の企画委員となる。
4. 安全指導部は各地区より1名選出し、学校の担当教師と合わせて構成する。
5. 専門部会
本部役員、安全指導部員、学級委員、教師をもって次の専門部会を構成し、部長1名副部長2名（P1、T1）、書記1名を選出する。
- a. 安全指導部 b. 福利厚生部
c. 保健体育部 d. 広報部

第9章 会計

- 第17条 この会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれに当てる。
- 第18条 会費は、月額250円とする。
- 第19条 この会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日までとする。
- 第20条 この会の経費の予算、決算は総会において承認を得るものとする。

第 10 章 付則

- 第 21 条 この会則の変更は、総会の議決を経て行う。
- 第 22 条 この会は、太田市小中特別支援学校 P T A 連合会に加盟する。
- 第 23 条 この会の運営細則は別に定める。細則は、必要がある場合、会則に反しないかぎり本部の議決を経て制定又は変更することができる。但し次期総会において承認を得なければならない。
- 第 24 条 この会則は、昭和 53 年 4 月 25 日より実施する。
- 第 25 条 会則一部変更 会費 200 円値上げ 昭和 54 年 4 月 24 日
- 第 26 条 会則一部変更 会長の選出及び役員の数 昭和 61 年 4 月 28 日
- 第 27 条 会則一部変更 役員の数 平成 7 年 4 月 21 日
- 第 28 条 会則一部変更 第 16 条の 2 と 3 の 1 文言 平成 8 年 4 月 19 日
- 第 29 条 第 22 条は、平成 17 年 5 月 19 日に加盟
- 第 30 条 会則一部変更 第 16 条の 4 の文言(地区委員 2 名以上→1 名以上) 平成 20 年 4 月 18 日
- 第 31 条 会則一部変更 第 10 条の 1 の文言(現本部役員→現本部役員・企画委員) 平成 21 年 4 月 24 日
- 第 32 条 会則一部変更 第 9 条の 3 の文言(前会長→前会長又は企画委員会が推薦する者)
第 16 条の 5 の f の文言(親子読書委員会→親子読書部)
第 18 条会費の値上げ(月額 200 円→月額 250 円) 平成 23 年 4 月 22 日
- 第 33 条 会則変更 第 10 条会長選出方法の変更 平成 29 年 4 月 21 日
(本部・企画の推薦→立候補・全会員の推薦・本部役員の中から互選)
- 第 34 条 会則一部変更 第 8 条の 2 の文言(企画委員→削除) 令和 2 年 4 月 24 日
- 第 35 条 会則一部変更 第 9 条の 3 の文言(前会長又は企画委員会が推薦する者→前会長) 令和 2 年 4 月 24 日
- 第 36 条 会則一部変更 第 6 条の会計の人数の変更 令和 2 年 4 月 24 日
- 第 37 条 会則一部変更 第 10 条の 1 立候補がなかったときの会長の選出方法の変更 令和 2 年 4 月 24 日
- 第 38 条 会則一部変更 第 10 条の 2 各行政区から選出する本部役員の数の変更 令和 2 年 4 月 24 日
- 第 39 条 会則一部変更 第 12 条 総会成立条件の変更 令和 2 年 4 月 24 日
- 第 40 条 会則一部変更 第 15 条 企画委員と地区委員の廃止 令和 2 年 4 月 24 日
- 第 41 条 会則一部変更 第 16 条の変更 令和 2 年 4 月 24 日
1. 合同会について
2. 総会に次ぐ、議決機関について
4. 地区委員の選出について
5. 専門部会の変更
- 第 42 条 会則一部変更 第 23 条の文言(企画委員→削除) 令和 2 年 4 月 24 日